

「段階確認書」及び「確認・立会依頼書」の取扱いについて

工事関係書類の提出基準明確化及び情報共有システムの普及状況等を踏まえ、令和7年度より「段階確認書」及び「確認・立会依頼書」については下記の通り取扱います。(営繕工事を除く)

「段階確認書」

(段階確認項目)

◎茨城県共通仕様書に定める段階確認項目及びH26中間検査見直しにおける段階確認項目※注とする。

(1) 茨城県共通仕様書に定める段階確認項目(表3-1-1段階確認一覧表より)(建設工事必携P3-4)

表3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
埋戻土工(掘削工)		
埋戻土工(路床盛土工) 締結工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表面安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	裏換	掘削完了時
パーチャルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋巻式サンドドレーン パーバードレーン	施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時
		施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	施工時
	セメントミルク攪拌	施工完了時
	生石灰パイル	施工完了時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	施工時
	鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中掘杭)
	目録杭	掘削完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時
	オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	取組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時
		掘削完了時
		取組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 (ニューマチックケーソン基礎工)		取組立て完了時
		本体取置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 取組立て完了時
鋼管矢板基礎工	打込時	取組立て完了時
	打込完了時	杭頭処理完了時
裏換工(重要構造物)		掘削完了時
		法線設置完了時
盛換・埋戻工		法線設置完了時
砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時

種別	細別	確認時期	
重要構造物 掘削工(橋脚・橋管含む) 躯体工(橋台) R.C.躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R.C.擁壁 砂防堰堤 橋本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 岸掘削完了時 橋脚組立て完了時 掘削前	
		躯体工 R.C.躯体工	音階の位置決定時
	床版工	鉄筋組立て完了時	
	鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
		ホストテンションT(I)桁製作工	プレストレスト導入完了時 機械組作業完了時
		プレキャスト桁製作工	プレストレスト導入完了時 機械組作業完了時
		P.C.ホースラップ製作工	P.C.鋼管製作工 P.C.桁製作工 P.C.片押桁製作工 P.C.押出し桁製作工 床版・橋組立
		地覆工	鉄筋組立て完了時
		橋梁用高欄工	
		トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (係工変化毎)	
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後	
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	
鋼板橋立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	
	鋼板取付け、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時	
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時	
ダム工		各車ごと別途定める	

(2) 中間検査見直しにおける段階確認項目(平成26年度よりの運用)

別表(建設工事等検査要領第16条)(試行)

(1) 土木工事中間検査

別表1

種別	検査項目		検査時期
	現行	試行(案)	
1 道路改良工事	路床掘削完了時(路盤構成2層以上 A=300㎡以上)	路床掘削工 (路盤構成2層以上の路床入替工300㎡以上)	初回施工箇所
	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	完了時
2 舗装工事	上層路盤完了時(A=300㎡以上)	上層路盤工(A=2000㎡以上)	完了時
	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
3 下水道工事	管底布設完了時(開削部)	管底布設工(開削部)	初回施工区間
	シールド二次覆工完了前	シールド二次覆工	完了前
4 河川工事	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
5 橋梁工事	下部工 基礎工及び配筋完了時	下部工 基礎工及び配筋	初回施工箇所
	上部工 仮組及び床版配筋完了時	上部工 床版配筋	初回施工箇所
	ボステン桁の配筋と緊張完了時	ボステン桁の緊張と配筋	初回施工箇所
6 塗装工事	ケレン完了時	ケレン	初回施工箇所
7 公園工事	重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時	◎重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋	初回施工箇所
	樹木については、樹種により協議すること 建築工物は建築工事中間検査に準ずる	【監督員の確認とする】 建築工物は建築工事中間検査に準ずる	協議
8 製品検査	特殊製品については協議すること	特殊製品については協議すること	協議
9 その他	特殊な工事については協議すること	特殊な工事については協議すること	協議

※注)平成26年度より、路床や管路等について初回施工箇所(区間)を中間検査対象としており、**残りの施工箇所(区間)については監督員による「段階確認」を実施すると位置付けている。**

「段階確認書」続き

(段階確認様式)

◎茨城県様式とする。(水戸市参考様式は廃止)

別紙

段階確認書

工事名称: _____

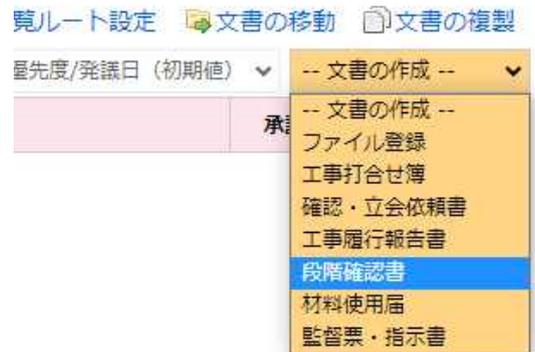
受注者名: _____ 監督員: _____
現場代理人: _____ 監督員: _____

確認項目等 (現場代理人記入欄)			施工予定時期の報告 (現場代理人記入欄)		確認予定日の通知 (監督員記入欄)	段階確認の実施 (監督員記入欄)	
種別	細別	確認項目	報告日	施工予定時期	確認予定日	確認実施日	監督員印

- 1 現場代理人は、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」に定める段階確認について、その施工予定時期が判明した時点で、「確認項目等」及び「施工予定時期の報告」の欄に必要事項を記入のうえ、本段階確認書により監督員へ報告すること。
- 2 監督員は、現場代理人から上記1について報告を受けたときは、「確認予定日の通知」欄に確認予定日を記入し、本段階確認書により現場代理人に通知すること。
- 3 監督員は、段階確認が完了したときは、本段階確認書の「段階確認の実施」欄に必要事項を記入すること。
- 4 現場代理人は、本段階確認書を保管し、検査時に提出すること。

◎情報共有システム活用工事においては帳票(鑑)作成機能により、段階確認書を発議。(下図参照)

◎未活用工事においては、茨城県 HP から様式をダウンロードして活用。



「確認・立会依頼書」

(確認・立会依頼項目)

◎段階確認項目以外の「材料確認」及び「立会」とする。

(確認・立会依頼書様式)

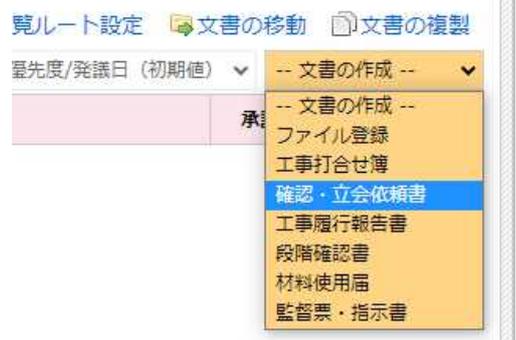
◎国交省標準様式とする。

様式-12 確認・立会依頼書

主任 監督員	現場主任 (監理) 代理人 技術者
-----------	-------------------------

◎情報共有システム活用工事においては帳票(鑑)作成機能により、確認・立会依頼書を発議する。(下図参照)

◎未活用工事においては、国交省 HP から様式をダウンロードして活用。



※茨城県共通仕様書(3-1-1-3 監督員による確認及び立会等)により、監督員の立会が必要な場合は、「立会依頼書」を提出すると定められている。

確認・立会事項

工事名: _____ 年月日: _____

下記について 確認・立会 されたく提出します。

記

工 種	
場 所	
資 料	
希望日時	時

確認立会員	
実施日時	時
記 事	

(適用日) 令和7年4月1日以降に契約する工事に適用する。(営繕工事を除く)
(契約済みの案件については受発注者協議により適用できるものとする)

(その他) 「段階確認書」及び「確認・立会依頼書」の提出の有無により、従前通り審査項目別運用表において工事成績評定の評価を行う。